

障がい者を取りまく背景等

障害者の権利に関する条約について

平成18年12月の国連総会において採択され、我が国においては、平成19年9月に同条約に署名(賛同)はしているが、締結までにはいたっていない状況。なお、同条約は平成20年5月に発効されているところ。

第一条 目的

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

第二条 定義(抜粋)

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

第五条 平等及び差別されないこと(抜粋)

締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、**合理的配慮が提供されるためのすべての適切な措置**をとる。

第二十四条 教育(抜粋)

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a)障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと(略)
 - (c)個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
- 3 締約国は、障害者が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。(略)
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員(障害のある教員を含む。)を雇用し、並びに教育の全ての段階に従事する専門家及び職員に対する研修を行うための適切な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適切な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、**障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。**このため、**締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。**

障がい者制度改革の推進体制

平成21年12月8日に、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、その下で障がい当事者(障がいのある人及びその家族)を中心とする「障がい者制度改革推進会議」において、制度改革に向けた検討を実施。

平成22年6月7日には、推進会議の第一次意見「障害者制度改革のための基本的な方向」を取り纏め、これを踏まえ、同年6月29日に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定。我が国の障がい者に係る制度の集中的な改革を推進

中央障害者施策推進協議会を改組し、非常勤委員30人以内で組織する「障害者政策委員会」が内閣府に設置、障害者基本計画の策定に関して調査審議し、必要があると認めるときは意見具申

制度改革

障がい者制度改革推進本部

(内閣総理大臣を本部長としてすべての国務大臣で構成)

障がい者制度改革推進会議

(障害者、障害者福祉事業従事者、学識経験者等)

部会(施策分野別)

障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、平成21年12月8日閣議決定により設置

当面5年間を障害者制度改革の集中期間として位置付け、

- ・改革推進に関する総合調整
- ・改革推進の基本的な方針案の作成及び推進
- ・「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。

障害者に係る制度の改革を始め、障害者施策の推進に関する事項について意見

必要に応じ部会を設置・開催
(総合福祉部会、差別禁止部会)

法改正(障害者基本法)

障害者政策委員会

(旧中央障害者施策推進協議会)

(障害者に関する事業に従事する者、学識経験者等)

(平成23年8月5日 公布、平成24年5月21日 施行)

・障害者基本計画の策定に関して調査審議し、必要があると認めるときは意見具申

・同計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは総理又は総理を通じて関係各大臣に勧告

中央障害者施策推進協議会 内閣総理大臣が障害者基本計画の案を作成又は変更する際に意見を聴くための機関

障害者基本法の改正について

障がい者制度改革推進会議は、「第一次意見」の取り纏め以降、15回にわたり議論を行い、平成22年12月には障害者基本法の改正内容に関する「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取り纏めた。これを踏まえ、政府は「障害者基本法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会へと提出。衆議院で政府案を一部修正の上、両議院で可決され成立した(平成23年8月5日公布・施行)

総則関係

目的規定の見直し(第1条関係)

・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるべきものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する

障害者の定義の見直し(第2条関係)

・身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)による継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

差別の禁止(第4条関係)

・何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない
・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつその実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について**必要かつ合理的な配慮**がされなければならない

基本的施策関係

教育(第16条関係)

・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
・障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに可能な限りその意向を尊重
・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

推進体制関係

平成24年5月21日施行

障害者政策委員会(第32条～35条関係)

・中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者の中から総理が任命)
・障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告 等